奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長　濵　上　和　康

**奈良県教育委員会規則第四号**

奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則（昭和二十八年八月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十一年法律第百六十二号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条第一号中「その他特に重要な」を「及び」に改め、同条第八号中「で事務局の課長補佐と同等以上の職にある者」を削り、同条第二十五号を第二十六号とし、同条第二十四号中「第十七号」を「第十八号」に改め、同条中同号を第二十五号とし、第十三号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検並びに評価

第四条第一項中「事務」の下に「（ただし、法第二十六条第二項各号に規定するものを除く。）」を加え、「、又は教育長をして臨時に代理させる」を「教育長をして臨時に代理させ、又は専決させる」に改める。

**附　則**

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。